

## 附属機関の名称

燕市老人ホーム入所判定委員会

## 設置の目的

老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 11 条第 1 項の規定に基づく養護老人ホーム及び特別養護老人ホームへの入所措置を適切に行うため。

## 所掌事務

- (1) 老人ホームの新規入所措置の要否に関すること。
- (2) 老人ホーム入所者の措置変更に関すること。
- (3) 老人ホーム入所者の入所継続の要否に関すること。
- (4) その他燕市福祉事務所長が必要と認める事項に関すること。

## 委員構成

- (1) 地域保健法(昭和 22 年法律第 101 号)に定める保健所長又はその指定する者
- (2) 医師法(昭和 23 年法律第 201 号)に定める医師
- (3) 老人福祉施設長
- (4) その他市長が必要と認める者

## 任期

1 年 (ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。)

## 委員名簿

## 会議の公開・非公開

非公開 (個人情報保護のため)